(ハ)　独立行政法人航海訓練所　神奈川県横浜市中区北仲通五の五十七　横浜第二合同庁舎二十階
(ニ)　独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校　山口県大島郡周防大島町大字小松一〇九一番地一
(ホ)　独立行政法人国立高等専門学校機構弓削商船高等専門学校　愛媛県越智郡上島町弓削下弓削一〇〇〇番地
(ヘ)　独立行政法人国立高等専門学校機構広島商船高等専門学校　広島県豊田郡大崎上島町東野四二七二番地一

(三)　変更年月日　平成二十六年九月二十四日

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岡山労働局の関係労働者を代表する者水戸岡俊治の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年 10 月３日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成26年10月15日
4　推薦書及び添付書類提出先　岡山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都港区赤坂四丁目１番31号ＨＯＭ合同会社の工場財団に常陸大宮市野上字金田1082番地１、常陸大宮市野上字上町806番地２、807番地１パシフィカ茨城メガソーラー太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 10 月３日

水戸地方法務局常陸太田支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年９月25日から４か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年 10 月３日

仙台法務局長　小宮山秀史

記

氏名　渡邊　國雄
所属する司法書士会　宮城県司法書士会
登録番号　宮城第525号
事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区春日町７番31号
違反行為　道路交通法違反

国営岩手山麓土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営岩手山麓土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 10 月３日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営岩手山麓土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成26年10月６日から平成26年11月４日まで
3　縦覧場所
　岩手県盛岡市及び滝沢市各事務所

国営新川流域二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営新川流域二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 10 月３日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営新川流域二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成26年10月６日から平成26年11月４日まで
3　縦覧場所
　新潟県新潟市南区、同市西区、同市西蒲区、燕市及び西蒲原郡弥彦村各事務所

国営大淀川右岸土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営大淀川右岸土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年 10 月３日

農林水産大臣　西川　公也

1　縦覧に供すべき書類の名称
　国営大淀川右岸土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
2　縦覧期間
　平成26年10月６日から平成26年11月４日まで
3　縦覧場所
　宮崎県宮崎市事務所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年 10 月３日

北海道開発局長　岡部　和憲

1　処分をした年月日　平成26年９月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本防災技術センター　指川　　司　北海道札幌市北区北10条西４丁目１番地　国土交通大臣許可（般―24）第24570号